

共済だより6月号掲載記事に係るお詫びと訂正について

共済だより6月号3ページから4ページに記載いたしました添付書類一覧表に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

組合員の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、内容をいま一度確認いただき、必要書類の提出にご協力をお願いいたします。

添付書類一覧表(正誤表)

	(正) 提出いただく主な証明書	(誤) 提出いただく主な証明書
②給与収入(パート・アルバイト等)のある者 ※いずれも提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年7月～平成28年6月までの給与明細(通勤手当等を含めた総支給額がわかるもの)、または給与明細証明書 平成27年度及び平成28年度の所得証明書 *「給与支払証明書」(所定の様式を共済組合のホームページからダウンロードできます。また、事業所の証明印がある書類であれば同様の書類として扱います。) *源泉徴収票は、交通費が含まれていないため給与収入の確認書類として取り扱いません。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年7月～平成28年6月までの給与明細(通勤手当等を含めた総支給額がわかるもの)、または給与明細証明書 平成27年及び平成28年の所得証明書 *「給与支払証明書」(所定の様式を共済組合のホームページからダウンロードできます。また、事業所の証明印がある書類であれば同様の書類として扱います。) *源泉徴収票は、交通費が含まれていないため給与収入の確認書類として取り扱いません。
④年金収入のある者 ※いずれも提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 受給しているすべての年金について提出してください。 平成26年8月支給分以降の「年金改定通知書(支給額変更通知書)、または年金支払通知書」の写し(遺族・障害年金も含む。) *新たに年金を受給した場合は「年金証書」の写し *65歳以上の方は、老齢基礎年金(国民年金)があります。 平成27年度及び平成28年度の所得証明書または非課税証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 受給しているすべての年金について提出してください。 平成26年8月支給分以降の「年金改定通知書(支給額変更通知書)、または年金支払通知書」の写し(遺族・障害年金も含む。) *新たに年金を受給した場合は「年金証書」の写し *65歳以上の方は、老齢基礎年金(国民年金)があります。 平成27年及び平成28年の所得証明書(遺族・障害年金は除く。)
⑤60歳未満で傷病または障害等により就労困難な者 ※いずれも提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 医師の「診断書」(写しでも可)、または「障害者手帳」の写し、年金を受給している方は「障害年金証書等の写し」 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の「診断書」(写しでも可)、または「障害者手帳」の写し、年金を受給している方は「障害年金証書等の写し」 平成27年及び平成28年の非課税証明書
⑥収入がない者(全日制の学生は除く。) ※配偶者及び夜間・通信課程の学生も提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度及び平成28年度の非課税証明書 *配偶者については、扶養手当の支給要件確認で所属へ提出済みの場合は、省略することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年及び平成28年の非課税証明書 *配偶者については、扶養手当の支給要件確認で所属へ提出済みの場合は、省略することができます。
⑦遠隔地被扶養者(別居の被扶養者)がいる場合 ※いずれも提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に1人につき月額50,000円以上の仕送り状況が確認できる平成26年7月～平成28年6月までの書類(組合員と対象被扶養者の名前が確認できる送金通知書の控え及び送金後の通帳の写し等) 別居被扶養者の世帯全員の住民票(学生は除く。) *別居被扶養者に同居人があり、かつ、その方に収入がある場合は、その方の収入のわかる書類(平成27年の給与所得の源泉徴収票、年金通知書、確定申告書等) 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的に1人につき月額50,000円以上の仕送り状況が確認できる平成26年7月～平成28年6月までの書類(組合員と対象被扶養者の名前が確認できる送金通知書の控え及び送金後の通帳の写し等) 別居被扶養者の世帯全員の住民票(学生は除く。) *別居被扶養者に同居人があり、かつ、その方に収入がある場合は、その方の収入のわかる書類(平成26年及び平成27年の源泉徴収票、年金通知書、確定申告書等)

網掛け部分が訂正箇所になります。